

一般競争入札の実施（公告）

長崎港湾漁港事務所職員運転公用車リース契約について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和7年4月18日

長崎港湾漁港事務所 所長 平井 太郎

1 競争入札に付する事項

(1) 契約事項の名称

長崎港湾漁港事務所職員運転公用車リース契約

(2) 契約内容

長崎港湾漁港事務所の職員運転公用車としてのリース契約

詳細については、入札説明書添付の仕様書による

(3) 契約期間

令和7年8月1日（納車日）から令和12年7月31日まで（60月）とする。

(4) 入札の方法

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札金額は、仕様書に基づき契約期間内のリース料総額を記載すること。

併せて内訳として月額単価を記載すること。

ウ 代理人が入札に参加される場合は、委任状（委任者の届出済の印鑑を押印したものに限る。）を提出すること。

2 入札参加資格

この競争入札に参加することができる者は、次の各号に該当する者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しないものである。

(2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 自動車のリースについて「長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）」に定める資格を得ており、かつ令和7年4月18日現在で当該資格を長崎県の区域内の事業所（本店、支店、営業所等）で有していること。

(4) この公告の日から入札の期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

(5) この公告の日から入札の期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

3 入札参加条件

次の条件をすべて満たしている者。

- (1) 2の入札参加資格を有する者であること。
- (2) 長崎県職員運転公用車リース契約の「仕様書」の内容を契約に基づき確実に履行できる者。

4 当該契約に関する事務を担当する所属の名称

郵便番号 850-0033
住所 長崎県長崎市万才町3-17
電話番号 095-821-8664
FAX番号 095-825-6385
名称 長崎港湾漁港事務所 総務課 総務経理班

5 契約条項を示す場所等

4の課とする

6 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所

- (1) 交付期間
令和7年4月18日(金)から令和7年5月2日(金)まで
- (2) 交付方法
県ホームページよりダウンロードすること。

7 入札参加希望者は、必ず一般競争入札参加申請書を提出すること。

- (1) 提出期限
令和7年5月2日(金)午後5時まで(必着)
- (2) 提出場所
4の課とする。

- (3) 提出方法
郵送または持参とする。(FAX不可)

8 入札説明書等に対する質問等

入札説明書等に対する質問については、文書により次の場所へ、持参、郵送又はFAXにより行うものとする。FAXによる場合は、電話により到着確認を行うこと。また、入札期日までに原本を提出すること。

- (1) 受付期間
公告の日から令和7年4月28日(月)午後5時まで(県の休日を除く)
- (2) 受付場所
4の課とする。

- (3) 回答期限
令和7年5月1日(木)午後5時まで 県HPに随時回答書を掲載するものとする。

9 入札書及び契約手続等において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

10 入札及び開札の日時及び場所

日時 令和7年5月8日(木) 午後1時30分

場所 長崎県長崎市万才町3-17 長崎港湾漁港事務所 8階入札室

開札当日が悪天候(大雨、大雪、台風接近等)等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に4の課に確認すること。

1 1 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

契約金額（消費税及び地方消費税を含む）の100分の10以上の金額を納付すること。
ただし、次の場合は、契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 入札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの（2件以上）を提出する場合

1 2 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、(1)から(7)により無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。

(1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

(2) 入札者が法令の規定に違反したとき。

(3) 入札者が連合して入札したとき。

(4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

(5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。

(6) 指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(7) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(8) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。

(9) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）など、入札者の意思表示が不明確であると認められるとき。

(10) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるとみとめられるとき。

(11) 入札書の首標金額が訂正されているとき。

(12) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

1 3 落札者の決定の方法

(1) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申込をした者を契約の相手方とする。

(2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

1 4 落札決定の取消

- (1) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すことができる。
- (2) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合、又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

1 5 その他

- (1) 契約書
作成を要する。
- (2) 最低制限価格
設定しない。
- (3) その他、詳細は入札説明書による。